

中世における四天王寺の楽人について

於藝能史研究会例会 二〇二四年十一月八日(金)

猪瀬千尋

はじめに

四天王寺(天王寺)は聖徳太子の建立を伝える「仏法最初」¹の寺院である。四天王寺には古くから秦姓の楽人集団が存在しており、とりわけ「舞楽のみ都に恥ぢず」²『徒然草』と、彼らによる舞楽奏楽は特筆すべき芸能として認識された。

一方、官位官職を持たず内裏に属さなかった四天王寺の楽人は、中世における記録がほとんど残っていない。こうした状況は、彼らが三方楽所に再編される十六世紀中葉まで続いていく。本発表では、わずかに残された資料を辿りながら、中世四天王寺の楽人に関わる歴史・文学の実態を明らかとしたい。なお発表では狭義の意味での楽人(楽器担当)、舞人(左舞ないし右舞担当)を統合して楽人と称する。また引用文中の()は発表者注、……は発表者による省略を示す。

○中世の四天王寺楽人に関する研究

【資料1】林屋辰三郎『中世芸能史の研究』○岩波書店、一九六〇年、二七二頁

しかるにここに天王寺楽人公定の纏頭が問題になった。……かれは採桑老を舞って感興を与えたにかかわらず、纏頭一領であった。それも「散所楽人先々不^レ関^二此事^一、然而今日有^レ儀、感^二採桑老^一有^二纏頭^一也」(『中右記』元永元年(一一一八)三月三日条)とあるように、このような纏頭にはふつう散所楽人はかかわらないのだが、特に議あって最低の纏頭が行なわれたというのである。この記事は天王寺楽人が散所楽人であり、ふつうは褒賞からも除外される存在であったことを示していると思う。

↓発表者は林屋著書を出発点とし、「元永元年の採桑老」(『中世文学』六八、二〇二三年)を報告した。そこで、

- ① 林屋が、四天王寺楽人が卑賤視された根拠とした『中右記』元永元年三月三日条の平等院一切経会こそ、彼らが歴史上初めて陽の目を見た瞬間であること。
- ② この一切経会での秦公貞による採桑老奏楽をきっかけに、四天王寺舞楽が都でも隆盛すること。
- ③ その流行は鳥羽院(一一〇三〜五六)の御代に限るものであること。貴族や楽人の多くは、四天王寺楽人を他の楽人と同質には扱わないこと。などを示した。

▽四天王寺楽人の宮廷参仕は長承元年(一一三二)三月二十三日の内裏舞御覧を最後に、約三百年あまり中絶する(実質的にはより長く四百五十年ほどと言える)。中世の四天王寺楽人の動向は山田淳平「近世三方楽所の成立過程」『近世の楽人集団と雅楽文化』吉川弘文館、二〇二四年(初出二〇一六年)に明瞭に述べられているが、さらなる検討が望まれる。

¹ 延慶本『平家物語』第二本「法皇御灌頂事」。

【資料2】阿部泰郎「中世太子伝の伎楽伝來說話―中世芸能の縁起叙述をめぐりて」○『藝能史研究』七八、一九八二年

そして、舞楽それ自身の縁起説においても、この、太子伝における伎楽伝來說は起源として用いられているのだ。『教訓抄』巻第七（天福元年…一二三三成立）には、

倭国には、味摩之渡、曲ヲウツス。

と端的に述べられ、更に、『続教訓抄』巻第二〇三三〇四／左舞伝来事（鎌倉時代後期成立）に至ると

…聖徳太子、アマネク天下ニ勅ヲイタシテ、伎楽舞楽ヲ始トシテ、鼓ヲ打シメ、自余ノ舞曲ドモヲナラハシム。舞楽、此御時ヨリ始レリ。

と、あきらかに舞楽の縁起説として展開されている。この「伎楽舞楽」という扱え方は、既に中世太子伝の伎楽理解と同質といふべきであろう。そうして中世太子伝の伎楽伝來說はもはや舞楽の縁起説そのものとなつているといつてもよからう。

↓推古天皇二十年の渡来人・味摩之による伎楽の相承伝承について、中世太子伝における展開を究明する。

一 秦姓の楽人

四天王寺の楽人について考えるため、まずは彼らの動向を別紙「年表」として掲示する。また四天王寺楽人と思われる人物についても「参考資料」としてまとめる。すると彼らはすべて秦姓であること、少なくとも十二世紀以降は無位無冠であることがわかる。またそのことと関連して近衛府に属した人長の秦氏とは別系統であることが推定される。

【資料3】『実躬卿記』弘安八年（二二八五）十月十七日条 ○大日本古記録

当寺（四天王寺）舞人自昔無官無位、

【資料4】『歴名土代』天正六年（二五七八） ○湯川敏治編『歴名土代』

従五位下… 秦公久 五月十八日（舞人 天王寺）

（藺）秦広遠 五月十八日（舞人 天王寺）

【資料5】『楽家録』巻十六・絃管系図 ○日本古典全集 楽家録…五七一～二頁
〔第十五〕天王寺楽人系図説

天王寺楽人系図非暇考之、故述大意。聞説聖徳太子之臣有「大秦河勝広隆」、生八男。而名太郎二郎四郎五郎六郎七郎八郡一矣（或謂孫）。今世天王寺楽工之遠祖在「所謂八男之中」。因茲皆太秦氏也。…

二郎 為「藺若狭守広秀之遠祖」。而家名為「二郎家」。以「鳳笙及左舞」、為「業矣」。

三郎 為「林参河守広為遠祖」。而家名為「三郎家」。蓋出「於藺家」、以「鳳笙及右舞」、為「業矣」。

四郎 為「東儀因幡守兼佐遠祖」。而家名為「四郎家」。以「箏篋及右舞」、為「業矣」。

六郎 為「東儀出雲守季益遠祖」。而家名為「六郎家」。以「箏篋及左舞」、為「業矣」。今亦称「安倍氏」者、…

八郎 為「岡左兵衛大尉昌倫遠祖」。而家名為「六郎家」。以「笛及左舞」、然「業矣」。

〔右外、雖有多田良氏、小義氏、清水氏、二井氏、斷絶焉〕

【資料6】岡昌名『新撰楽道類集大全』舞楽人姓氏録（寛保三年…一七四三までに順次成立） ○早稲田大

私家秦性元有^(一)七家、謂清水家、多々羅家、三井家^(二)（以上三家今断絶半）、藪家、林家、東儀家、岡家（以上四家、今相続）。

○十四世紀・律との関係

【資料7】多田神社文書「塔婆供養注記」 ○川西市史 第四卷 史料篇I…三二三～三二四頁

□^(宣)瑜（西大寺長老／浄覚上人）

□^(良)賢（大乘院長老／道禅上人）

「一」僧衆八十四人（西大寺、大安寺、大乘院僧也、）

本田政所土肥孫九郎祐茂（代官僧持観）

新田政所浦上孫左衛門入道覚恵

「一」人（天王寺童）

（左六人／右六人） 楽頭公順（小義太郎）

（丙辰）十月十三日（壬午）供養之

多田院住持沙門快尊記之

↓正和五年（一二三六）十月三日の多田院堂供養の際の記録。

↓多田神社文書「多田院堂供養差図」には「伶人天王寺楽頭小義晃太郎公順」と見える。

【資料8】醍醐寺聖教『舞楽曼荼羅供次第』（一八九―四九）奥書（部分） ○東京大学史料編纂所写真帳

建武二年六月二十八日

① 此次第者予先年隱居播州法花山之時、文観僧正為堂供養万々供下向之処、次第取落云々、仍定日次諸事雖致用意、依此事可令延引之処、適在国之間、可書給之由申之、聖教雖一帖不所持、一向為野外隱士争暗可注出哉之由、再三固辞之処、懇望切々之間、無力草之、…于今貞和四年三月十四日法務（賢俊力）判

② 三節乱声書落之歟、法会之初仰楽頭（二為四郎／天王寺）発其声了、入調之舞之畢、還烈以前舞人給録、此事田舎流例也、非普通之義、其外少々違通例子細有之、追加引勘之、

③ 已上三宝院前大僧正（賢俊）御記、至徳二年十一月十日以彼本於燈／本書写了、権大僧都深蒼、↓①は賢俊（一二九九～一三五七）の識語である。文観（一二七八～一三五七）が法花山一乗寺堂供養の曼荼羅供で次第を忘失してしまった。そのため法会は延期し、法花山に隠居していた賢俊が急遽、次第をあつらえた、という。②は賢俊の追記である。三節の乱声（振棒の所作の一）について書き落としていた。そこでは楽頭の天王寺・二為四郎（二井四郎）が所作した、という。

↓なお本文に舞目録あり。「左 春庭楽、青海波、太平楽、散手、陵王、抜頭 右長保楽、蘇志摩、狛粹、貴徳、納蘇利」とある。

【資料9】清水寺文書「（応安四年辛亥）当山堂供養勤仕伶人交名等事」 ○兵庫県史 史料篇 中世二…一八四

播州清水寺堂供養天王寺伶人勤仕之人數交名注文

一 楽頭東門五郎貞望、左方舞師鞆鼓役

小義五郎道宗（左筈） 二井九郎貞経（左筈）

天王寺右方伶人
太六郎公頭（右箏篋） 秦七郎定勝（左筈）

天王寺右方伶人
秦四郎貞明（右筈） 岡十郎俊貞（左箏篋）

小義十郎道宣（左筈） 多々羅三郎公永（右筈）

二井四郎貞春〈左笛〉 二井六郎貞慶〈大鼓〉

楽頭二井八郎貞長、右方舞師三鼓、鉦鼓末者左衛門五郎重定

右所記置之如件、

応安四年〈辛亥〉十一月二日

大秦貞長〈花押〉

↓この供養の際の諷誦文に「僧侶整行道伝供之礼、児童異歌堂舞□□観法事儼然也」とあり、童舞があつたことも確認できる。なお『清水寺瑞柳院旧記』には「応安四、勅会諸堂供養、導師安居院良憲、具奉廿四人、天王寺楽人十二人来ル」とあつて、この記述の通りなら交名末尾の「左衛門五郎重定」は天王寺の楽人とは別か。

▽秦氏の家としては東門²、小義³、二井⁴、岡、多々羅⁵が確認される。

▽儀礼を統括する楽頭がいた。

▽地下楽人のように楽人（楽器奏者）、舞人（左舞、右舞）の三方に別れていたかは不明。一者制度があつたかも不明。

▽律との動向に連関し、天王寺より西への展開が顕著に見られる。

○中近世における秦氏の活動

室町期〜戦国期にかけて、秦氏は厳島社などに下向し舞師などをつとめていたことが知られる「年表」。同時期、彼らは楽譜などを書写・伝授もしていた。

【資料10】野坂房頭『房頭覚書』○神道大系 厳島

天王寺 冷人^冷 葛坊、岡兵部少輔父、^{マヤ} 菌式部、東儀因幡守、細々（厳島社へ）下向アリ。

↓葛坊は菌広親、岡兵部少輔は岡昌歳、菌式部は不明、東儀因幡守は東儀兼康を指す（山田淳平『近世の楽人集団と雅楽文化』吉川弘文館、二〇二四年、二五頁参照）。なお官位は自称であるうが、秦氏がその後、多く因幡守、播磨守、出雲守をつとめたのも事実であるし、彼らの活動範囲とは無関係ではなからう。

【資料11】東京大学史料編纂所蔵『三五要略』（大炊御門家旧蔵）全三冊のうち第二冊奥書

此本譜之事、雖為天王寺葛坊広親秘説、依定敬御志甚深候儀、為末代之興隆之有書写者也、……

爾時明応二天（一四九三）卯月十一日

天王寺楽人葛坊菌四郎

太秦広親〈在判〉

↓十七世紀の笙奏者で、播磨守などをつとめた菌広親（一六二〇〜七六）は別人。

↓『三五要略』は琵琶譜（藤原師長『三五要録』との対応は今後の課題とする）。

↓巻末に同筆の別紙あり「太山寺宝光坊定敬志甚深、……」などあり、太山寺僧・定敬への伝授譜であることがわかる。

² 四天王寺石鳥居の扁額背面銘に「嘉暦元年（一二三六）十月十三日東門村小木小路願主、右衛門入道沙弥誓阿少輔公」とある。

³ 現在、小儀宮趾。前掲注をみるに小義と東門は近い位置にあり、あるいは東儀という家名はこれを合体させたものかとも察せられる。

⁴ 大阪市に旧南区二ツ井戸町の地名あり。

⁵ 後崇光院宸筆本『糸竹口伝』奥書（飯島一彦「井伊家旧蔵・後崇光院筆『糸竹口伝』『梁塵』一四、一九九六年）に「于時建武元年（甲戌）十二月七日於摂州四天王寺多々羅小路住坊書写畢」とある。

【資料12】ケンブリッジ大学蔵菊亭家旧蔵「東儀因幡守琵琶譜之写」奥書（盤渉調越天楽の後）○太田
暁子「ケンブリッジ大学所蔵の菊亭家旧蔵雅楽関係資料について」『東京音楽大学研究紀要』三五、二〇二一年

永祿九年（一五六六）九月日／大秦朝臣東儀因幡守／兼康

↓東儀兼康は大内氏の滅亡（一五五一年）の中で死亡したと考えられていた（毛利家は大内氏を大寧寺に弔うとともに、彼の墓までつくっている）が、生存が確認される。

【資料13】野坂文書「秦広清書状」○広島県史 古代・中世資料編Ⅲ

未申付侯へ共、一筆令啓上侯、仍不慮二因召其表へ被罷越侯間、以一札申侯、何そやも為御音信銀
老まい送給侯、懇相届申侯、随而親にて侯之もの松寿を不被相忘、拙者も同前被懸御目侯て可被下
侯、兵部子息御座侯条同道仕、不凶罷下方御礼等可申入覚悟侯、委敷者因幡守懇可被申侯間、不能
子細侯、恐々謹言、

蘭次郎

霜月廿三日

広清（花押）

【資料14】『狩野亨吉氏蔵書完立展覽目録』（一九二二年）

太秦広清 鳳笙譜 一

↓なお反町茂雄『一古書肆の思い出 1』平凡社ライブラリー、一九九八年、一四三頁も参照。

↓この時、楽書の多くが羽塚啓明に渡ったと思しい（現在、羽塚啓明氏蔵書は戦災などによって焼失、散逸している）。

○系譜の意識

【資料15】平出久雄「山井景昭氏雅楽蔵書目録（上）」○『東洋音楽研究』九、一九五二年

22 天王寺楽人龍笛相承次第 山井景順編 一卷

無装卷子本 9.1×長尺 天王寺楽家ノ龍笛相伝ノ系譜ナリ。主トシテ岡家ノ系譜ヲ収ムルモ他家ノ相伝ニモ及ブ。秦兼信、岡昌俊ニ始リ昌勝・昌福、昌次、勝寿、頼玄、広虎等ニ至ル。

↓秦兼信は『龍笛要録』（住吉大社など蔵）に永正八年（一五一一）の識語があることが知られる。岡昌俊は【資料10】の岡兵部少輔（岡昌歳）が対応する。

【資料16】『柳淇園先生二筆』（十八世紀中葉）○続燕石十種 第一卷

採桑老は大楽なり。天王寺はもと狛楽なり。然るに大楽の舞の、この家に伝りたるなり。されど、この舞ばかりは、京にも奈良にもたへてなし。天王寺家の舞ばかりなり。極秘にして、舞の譜を箱伝受とす。一老かけぬれば、二老へ譜を送るなり。楽は三方ともにあり、舞ばかりは天王寺かざれり。これを伝えること、六百年余の相続なり。大内にも、天王寺にも、この舞を舞ぬれば、譜に、たれより誰へおくり伝、と書、いづれの年、いづくにて舞侍るといふことを、奥書にする事なり。いたつて秘伝の事なるゆへにや。

【資料17】東京国立博物館蔵『万穂楽秘譜並採桑老舞譜並小調子密譜』（東儀兼陳写）

（採桑老舞譜の後で）箱之譜奥書

安貞二年（一二二七）三月十六日太秦公広令書写也、

太秦広定伝 兼康伝 太秦広政伝 兼康伝

兼秋伝 広有伝 兼溢伝 広厚伝 広為伝

兼佐伝 広房伝 兼陳伝

↓採桑老舞譜は他に二機関の所蔵あり。奥書のみ記す。

安貞二年三月十六日 大秦公広令書写也

大秦広定伝ウツス

大秦広政ヨリ広康伝

校畢

(東京藝術大学附属図書館 W168. 2-Sa13 「採桑老」)

安貞二年(戊子)三月十六日 大秦公広令書写也

大秦広定伝兼康伝

大秦広政ヨリ兼康伝

大秦兼秋ヨリ伝

大秦広有ヨリ伝

(東北大学狩野文庫 S-15964-1 「採桑老舞譜」)

二 中世太子伝の展開

聖徳太子伝の根幹たる『聖徳太子伝暦』二卷(以下『伝暦』と称す。十一世紀頃に現在の二卷本になったとされる)と、その注釈、および正法輪藏(文保系太子伝)などの中世太子伝には、四天王寺の樂人の由来、管絃舞樂の起源伝承が語られる(以下、本節はほぼ阿部泰郎「中世太子伝の伎樂伝来説話」の指摘に基づく)。

○四十一歳条(味摩之の伎樂請来)

【資料18】『日本書紀』推古天皇二十年条

又百濟人味摩之帰化、曰、学于吳、得伎樂舞、則安置桜井、而集少年、令習伎樂舞。於是、真野首弟子・新漢濟文、二人習之伝其舞、此今大市首、辟田首等祖也、

(又百濟人味摩之、帰化けり。曰はく、「吳に学びて、伎樂の舞を得たり」といふ。則ち桜井に安置らしめて、少年を集へて、伎樂の舞を習はしむ。是に真野首弟子、新漢濟文、二人の、習ひて其の舞を伝ふ。此今、大市首、辟田首等が祖なり)

【資料19】『伝暦』太子四十一歳条 ○東大寺図書館蔵文明十六年書写『聖徳太子伝暦』影印と研究

又百濟味摩之化来白曰、学于吳国得伎樂舞。則安置桜井村。而集少年令習伝(今諸寺伎樂舞是也)。太子奏、勅諸氏、貢子弟壯士、令習吳鼓。又下令天下、令擊鼓、習舞。是今財人之先。太子從容謂左右曰。供養三宝用諸蕃樂。或不肯學習。或習而不佳。而今永業習伝。宜免課役。即令大臣奏免。(又百濟の味摩之、化来して自づから曰さく、「吳の国に学んで、伎樂の舞を得たり」。則ち之を桜井の村に置く。少年を集めて習ひ伝へ令む(今の諸寺の伎樂の舞、是れ也)。太子奏して諸の氏に勅して、子弟莊子を貢らしめて、吳の鼓を習は令む。又、令を天下に下して、鼓を撃ち舞を習はしむ(是れ今の財人の元なり)。太子從容として、左右に謂ひて曰く、「三宝を供養するには諸蕃の樂を用ふ。或は学び習ふことを肯はず。或は習へども佳からず。而今永業として習ひ伝へり。宜しく課役を免ずべし」)

【資料20】『東大寺要録』卷二(大仏開眼供養に関する記事) ○筒井英俊校訂『東大寺要録』

勅

大歌久米頭々舞（従五位大伴宿禰伯麿／従五位上佐伯宿禰全成）
挿状舞頭（外従五位上文忌寸上麿／従五位下土師宿禰牛勝）

左大臣已下擊鼓十六人

伎樂鼓擊六十人（平群野中財人也）

……

↓財人は伶人（楽人）の意か。

【資料21】『天王寺秘決』（嘉禄三年（一二二七）成立） ○四天王寺古文書 第一巻

一、秦川勝事

日本記云、秦者、秦王孫酒公之從類也。云々。又云、推古天皇之時、百余人化來者、姓名云秦云々。

酒公云正三位大藏卿味摩之先也。已上。

……

蝦蟆寺

太子卅三年、秦川勝多々絹等進上。弟宝也舞人先祖也。味摩之、財人下楽也。上楽者、吳卯氏。

為如來在世乾闥婆者上楽也。摩睺羅者、下楽人也。在上宮疏。又天下可習舞云、上舞楽太子御時、

常舞楽。云々。

↓『伝曆』では太子十六歳条に見えるのみだった秦川勝が、味摩之と結びつけられて語られる。『伝曆』の「財人」は、宝という川勝の弟かつ舞人の先祖になっている（川勝が舞人の先祖とも読める）。

【資料22】輪王寺本『太子伝』（正法輪藏乙類） ○中世聖徳太子伝集成

夏の比、百済国より味摩師と申す楽人始めて吾が朝に渡り、舞楽管絃の曲を日本に伝へしなり。彼の伶人は天竺の東北に当りて吳国と申す国の者なり。彼の国、昔妙音菩薩顕現して一切舞楽妓楽等の曲を天下に弘め給ひけるを、彼の伶人相伝して、天竺より渡りて震旦、百済等の国々い此の曲共を弘め畢りて、今日本に始めて来りて天下に弘むべき由を天奏仕り侍りければ、太子悦び思しめて、此の旨を推古天皇に奏し給ふ様。……

その時太子彼の伶人を召して、大和高市の郡、桜井村において川勝が子息五人、孫三人、秦の川満が子息四人、孫三人（已上十五人なり）太子、后と共に叡覽有りける御躰是なり。……

爰に以て太子自ら称して宣べ給はく、我が建立する所の四天王寺には永代を限りて、三十二人の伶人を調へ置きて、毎年に三宝を供養し奉るべしとて、太子御存生の御時、大法会の御毎には此の舞楽の儀式を執り行ひ給ひけるなり。之に依りて今日本国に諸寺諸山に一切経会、法花の会と名づけ、所々の堂塔の供養、大なる仏事法会には、皆舞楽管絃を執り行ふ事、聖徳太子四十一の御歳より我朝日本国に行はれ始め侍りき。

（太子御在世には法華会と名づけ、御入滅の後には聖靈会と号す。是より事起こりけるなり）

↓味摩之が味摩師になる。伝えたのが（伎楽ではなく）舞楽管絃になる。出身が天竺になる。仏世界の曲を伝えたことになる。味摩師が教習したのが川勝の子息たちになる。四天王寺に三十二の楽人が置かれたことになる。

【資料23】万徳寺本『聖徳太子伝』（正法輪藏丙類） ○同朋学園仏教文化研究所紀要 二

その時太子喜び彼の伶人を召して、大和高市郡、桜井村に止住せしめて、少兒を集めて学び伝へせしむ。太子重ねて天奏して、諸氏の小童等に勅して、吳の鼓を習はせしむ。故に天下に綸旨を下し功田を給ふ。此の国の伶人等の先祖なり。

（以下、本文より一字下げ）

秦の記に云はく、川勝が子息（二人、或る伝に云はく五人と記すと云々）、孫三人、川満が子息

三人、或る伝には四人と記したり、孫二人、或る伝には三人と記す、彼の秘曲を悉く習ひ伝へ竟んぬ。故に太子四天王寺において、永代を限りて三十二人を調へ置きて、毎年に法会を取り行はせ給ふ（太子在世の御時は法花会と名づく。御入滅の後は聖霊会と号す）。

↓味摩之が教習をした小童たちが伶人（楽人）の先祖となる。彼ら秦川勝の子孫については「秦の記」に書かれているということになる。

【資料24】『経尋記（大乘院寺社雑事記）』大永三年（一五二三）三月十二日条 ○統史料大成

日本ノ管絃ノ初メハ、聖徳太子仏法ニモ遊覧ニモ尽可如之、推古天皇に被申故起ル也云々、仍天王寺ノ楽人濫觴也云々、卅六人云々、是ハ秦氏云々、唐ノ秦ノ始皇ノ末孫之故也。

○四十九歳条

【資料25】『伝暦』太子四十九歳条

秋九月、太子之宮、復設大宴。天皇臨而御之。群臣各上当土之歌。

【資料26】輪王寺本『太子伝』（正法輪蔵乙類）

四天王寺に置き始め給ひける三十二人の伶人参り、三日三夜の間、管絃の秘曲を尽し、舞の数を極めさせて、上は天王の勸覧に備へ、下も万人の見物を施し給き。貴賤御名残を惜しみ、伶人各々管絃の秘曲を尽せり。青調託木、紫竹呂律の調、宮中に澄み渡り、加殿輪台の舞は、廻雪の袂を翻して、庭上に舞ひかなづ。見物の諸人、雲霞の如し。此の三ヶ日の大会の本意を左右大臣以下の群臣に告げて云はく、（已上松子）

↓文末の松子は「松子伝」と呼ばれる太子伝秘伝で、一部を除いて散逸している。

○太子五十歳条（崩御後）

【資料27】『伝暦』

葬送之儀、同於乘輿。陪從之人、各擎雜花。積衆讚唄。白斑鳩宮至于墓処、道之左右、百姓如堵。各擎時花、或失声大哭、或仏歌連韻。

【資料28】輪王寺本『太子伝』（正法輪蔵乙類）

一、四天王寺に置き始め給ひし三十二の伶人、各々竹林廻骨等の無常の樂を奏しつつ、後陣に御共仕りけるなり。大行道三返畢りて、神輿を御陵の戸の御前に昇き居へ奉り、御棺を取り出し奉り、岩屋の内に納め奉らんとするに、人々御名残を惜しみて暫く御棺を抑へ奉り、前後左右にて泣き悲しみ給へり。近き人は手をも触れ、遠き人は眼みも見奉らんと、雲霞の如くに押し繞り。伶人秘曲を尽くす。糸竹呂律の調べ哀れなり。僧尼声を同じくして、梵唄伽陀の響も心肝に銘じて貴かりければ、諸人哀を催し悲歎の涙を流せり。誠に人間八苦の中に殊に忍び難きは、愛別離苦の悲しみなり。

四 注釈と芸能の往還

○四天王寺という場

【資料29】阿部泰郎『聖徳太子伝集』総説」○『真福寺善本叢刊 聖徳太子伝集』三七頁
かくして『伝暦』は、平安中期の成立以降、中世を通じて太子伝の正典として享受流布することになる。……太子伝の流布と享受は、顕密寺院内部のみに留まらず、四天王寺こそがその最たる舞台であった。

【資料30】東大寺図書館蔵『正法輪蔵』（甲系）奥書 ○藝史研究
文保三年（一二一九）二月廿八日、於天王寺地弥院書写

法印大僧都源暹 七十二歳

嘉慶元年（一三八七）〈庚子〉三月十日、四天王寺地弥院御本令相伝書写畢、

供住政弁深秘云

【資料31】輪王寺蔵『太子伝』（正法輪蔵乙類）第七、八冊奥書
（第七冊）書写本云

応永十二年（一四〇五）乙酉七月晦日、於四天王寺蓮花蔵院之内護摩堂、大愚叟生年六十二、而書写校合仕畢、

（第八冊）右此伝者四天王寺苾田坊之秘伝也、彼奥書云、不可出院内又不可有外見、以起請文唯是一人付属、然而依有事縁、彼秘伝之肝用所校写也、而故者雖為此伝不可有書写、亦不可有他見、於本伝之起請讀有真頭之源故也、穴賢々々可隱密者也云々、

【資料32】万徳寺蔵『聖徳太子伝』（正法輪蔵丁系）

右此伝者、苾田坊之秘伝也、於四天王寺東門村蓮華蔵院護摩堂書写之、彼本奥書云、不可出院中、雖然以起請文唯一人付属、穴賢不可他見、可秘々々、

▽中世における秦氏の音楽的展開と、太子伝の注釈的展開は相互作用の関係にあるのではないか。

▽秦川勝が楽人の先祖であるという説は、楽人たちの伝承ではなく注釈的解釈の結果ではないか。それはこの説が①四天王寺に秦姓の楽人がいたこと、②『伝暦』十六歳条に秦川勝が登場すること、③秦川勝建立を伝える広隆寺に、伎楽が伝来としたとされること（『教訓抄』）などから、中世の人にとって論理的に導かれるからである。

○三十二の楽人

中世太子伝では、太子が四天王寺に三十二の伶人（楽人）を置いたとされる（前節参照）。これは『続日本紀』の以下の記事によると思われる。

【資料33】『続日本紀』神護景雲元年（七六七）十月二十五日

賜_二四天王寺家人及奴婢卅_二人_一爵_レ有_レ差

↓川岸宏教はこの三十二人を、四天王寺秦氏の楽人であると推定している（「伎楽より舞楽へ―四天王寺舞楽史の研究」『私学研修』七、一九六〇年）。

○伎楽から舞楽への転換

中世において伎楽は廃れたとする説もあるが、東大寺や興福寺での伎楽会、仏生会では継続して行われていたことが諸資料より判明する。特に興福寺は、成實堂文庫蔵『類聚世要抄』巻九に「仏生会次第（光近注之）」などが収録されており、大乘院文書等から少なくとも十六世紀までの張行が確認される。永仁二年（一二九四）には、西園寺実兼筆が狛庸重（有康）に伎楽琵琶譜を伝授が行われている。都はともかく南都では恒常的に行われる芸能であった。

【資料34】尊性『聖徳太子講式』○聖徳太子全集 第五卷 太子関係芸術

第四明_下発伎楽_上伝_上末代_上意趣_上者、……親撰_上楽工_上、伝_上典調於在世_上、永課_上伶倫_上、留_上子孫於滅後_上。

↓尊性『聖徳太子講式』は管絃講式（管絃を伴う講式）だが、伎楽が奏されていたわけではない。

▽中世太子伝が味摩之の伎楽請来説話を管絃舞楽の起源とするのは、そもそも伎楽が天王寺では廃れていた可能性も視野に入れる必要がある。

○律宗と童舞

【資料35】川岸宏教「中世後期の四天王寺」『四天王寺国際仏教大学紀要』二〇〇〇年、八頁

鎌倉時代、四天王寺別当職に就いた叡尊・忍性以来、南都とくに西大寺流真言律僧との関わりが最も深く、律僧の供養するような次の法会には、四天王寺楽所から、舞童を派遣することが、伝統となっている。

↓律宗に関わる天王寺の舞楽では、舞手は童（楽器が大人）に限られているようにすら見える。

【資料36】（再掲）万徳寺本『聖徳太子伝』（正法輪蔵丙類）

大和国高市郡、桜井村に止住せしめて、少兒を集めて学び伝へせしむ。太子重ねて天奏して、諸氏の小童等に勅して、呉の鼓を習はせしむ。

⁶ 内閣文庫蔵「伎楽龍笛譜」（甘露寺家旧蔵本、一九九〇一四三）。「妓楽曲悉任師道奥書伝下狛康重畢／永仁二年四月日／一品槐府愚老（花押）」という奥書を持つ。根本千聡「興福寺伎楽の衰退―附『天感楽外妓楽譜』翻刻解題』『興福寺に鳴り響いた音楽―教訓抄の世界』思文閣出版、二〇二一年、参照。狛康重が狛有康の別称であるという点は、根本の指摘による。なお氏は本譜の相承者である一品槐府愚老の人物名を断定しないが、弘文荘の『狛家旧蔵 雅楽関係古書古文書目録』（年次不明）に「西園寺太政大臣実兼筆 永仁二年写 貴重書」と、本譜の西園寺実兼自筆本と思われるものが出陳している（この売立目録は現存しているか不明だが、陽明文庫が人見竹洞「狛近豊伝笛記」を購入している）。

四 林邑楽と陪臚の相伝

林邑楽は林邑（ベトナム）に由来する音楽で、天平勝宝四年（七五二）、インド僧・菩提僊那（婆羅門僧正）や林邑僧・仏哲（仏徹）によって伝来したとされる。

【資料37】 狛近真『教訓抄』卷四・倍臚破陣楽 ○日本思想大系 古代中世芸術論
或人云、樂者婆羅門僧正伝来タリ給フ。舞者上宮太子為レ敵守屋臣、奏此曲之時、有舍毛音。
仍自陣勝云。其模トシテ此舞所造云々（但太子伝不見）。

【資料38】 『東大寺要録』所引「大安寺菩提傳來記」 ○筒井英俊校訂『東大寺要録』五六頁

勝宝四年壬辰四月九日、開眼大会（講師隆尊律師、読師延福律師、以菩提僧正為開眼師）。即仰諸大寺、令奏漢樂矣。爾時彼仏哲、為雅樂之師。於彼瞻波国、習得菩薩舞并部侶、拔頭等舞、欲令伝習（菩薩舞九条并薩多諦波部侶有三条善藉摩耶部侶）。爰思惟其舞之戲、忘失行道之笛也。而此寺大長允人、為姓横笛、計吹出其曲。件僧忽然悅、預令習件樂矣。即於東大寺奉獻開眼大会。爾時聖帝并皇太后行幸会场。爰來集貴賤共致奇異、無不歎息。陛下致希有之念、發隨喜之意、便被宣旨稱。此音声者、遠浮波遠崖既登是境響徹天漢疑也。神工之所作、聖者之欣感歎。甚相心大願、罕不讚嘆哉。但大安寺独行、余寺莫行。自爾以降、代々帝皇聞伝唐国、殊給渤海客、斯樂由置如此歎（已上）。

↓『七大寺巡礼私記』に「大安寺菩提舞傳來記」として引用されるように、林邑舞樂の傳來を記したものと云える。

↓仏哲が菩薩部侶（陪臚）、拔頭の三曲を伝え、大仏開眼でそれらが舞われた。

【資料39】 『東大寺要録』卷三所引「惠運僧都願文」

貞觀三年三月二十四日……雅樂寮并左右衛府樂、大寺音樂（東大寺高麗并天神樂、山階胡樂、元興新樂、大安林邑、藥師散樂并緊那羅、法隆真樂也）

○大安寺から唐招提寺、天王寺へ

林邑楽のうち陪臚の曲は、唐招提寺の曲として、後には天王寺独自の曲として認識されていく（なお林邑楽が独自の部立てで演奏されることは石清水放生会を除けばほとんどなく、ふつう古楽、新楽の二部いずれかに配当された）。

【資料40】 狛近真『教訓抄』卷四・陪臚破陣楽

次唐招提寺四月八日陪臚會、此曲舞。鑑真大和尚所伝也（可尋）。舞人僧、著甲襦襦、太刀楯鉾貫持。各小舞人一人相副タリ。笛ハ玉手ノ氏、三鼓之吹之ナリ。……頗天王寺舞相違、彼寺住僧云、此舞者、以此寺為根源。

【資料41】 藤原師長『三五要録』卷七「陪臚」割注 ○書陵部蔵伏一九三二（卷七は西園寺実兼筆カ）

明暹横笛譜云、近代四月八日於招提寺舞此。

↓諸本同じ。師長『仁智要録』諸本も同じ。

【資料42】 藤原孝時『三五中録』卷六「陪臚」割注 ○書陵部伏二〇〇九（西園寺実兼筆カ）

天王寺舞之、

【資料43】多久行『番舞目録』（寛喜元年（一二二九）成立）
倍臚（天王寺舞人勤之、）

○倍臚の奏楽例

【資料44】『台記』仁平二年（一一五二）九月十七日条

今日院舍利会也、舞安摩、二舞、左太平楽、右長保楽、左打毬楽、右狛杵（有勅、奉仕替竿之手）、左陪臚、右林歌、余奏曰陪臚者兼左右舞、何可奏林歌乎、上称善、即止林歌、
↓記主・頼長は、陪臚には番舞がないことを上（鳥羽院）に奏上した。

【資料45】『吉野吉水院楽書』

一、同年（安貞二年…一二二八）天王寺聖霊会舞楽日記

延舞

蘇利古、鳥、蝶

法会舞

万歳楽、延喜楽、央宮楽、綾切、

入調舞

春鶯囀、退宿徳、太平楽、皇仁、皇鸞、崑崙、五常楽、狛杵、採桑老、新鞅鞞、三台、敷手、散手、
貴徳、陵王、落蹲、倍臚、

【資料46】『実躬卿記』弘安八年（一二八五）十月十七日条／龜山院四天王寺御幸

十七日、晴、舍利会也、……

舞 万歳楽 地久 蘇合 古鳥蘇

蘇莫者 胡飲酒 胡徳楽 陪臚

【資料47】鶴林寺文書「聖霊会会式次第」○兵庫県史二二三九八頁

左 右

蘇合 右鳥蘇

甘州 林歌

太平楽 狛杵

陵王 納蘇利

還城楽

抜頭

採桑老 新鞅鞞

陪臚（右／左）

明徳四年（乙卯）（二四九五）

二月九日

▽なお後光厳天皇・後花園天皇の大嘗会（一三五四年・一四三〇年）において、吉志舞の舞手が不足した際、四天王寺楽人の出仕が検討されている「年表」。これは吉志舞と陪臚の装束が似ているためであり、実際に後花園天皇の永享大嘗会において四天王寺楽人が吉志舞を舞っている。

▽中世四天王寺における舞楽の眼目は、伎楽よりは林邑楽にあった。より正確に言えば、当時の四天王寺では独自に展開した舞楽が多数存在し、その中の一に陪臚のような林邑楽があった。

五 万秋樂の相伝と秦公順の秘説

舞樂「万秋樂」は、東大寺大仏殿の慶讃供養に舞われたとする説がある。いずれも典拠を示さないが、かかる説の淵源にあるのが高楠順次郎の次の論文である。

【資料48】高楠順次郎「奈良朝の音楽殊に「林邑八楽」について」(初出一九〇七年)○高楠順次郎著作集 第九卷

仏徹(仏哲)は大安寺において音楽を教え、常に婆羅門僧正と評議して梵唄、唱歌を撰び、作曲をなして天王寺の楽人にインド楽を伝えておった。東大寺大仏の鑄造成るに及びて、その開眼供養の慶讃会には自作の「唱歌万秋」という大音楽を演奏した。これは仏徹が天平八年(七三六)から勝宝元年(七四九)まで十二年間教習の間に得たる韓、唐諸樂の知識と固有のインド樂の知識とを渾融した結果に成った新樂で、前後無比の大音楽である。(三四七頁)

万秋樂……仏徹奈良に來り大安寺を授けたるも、この曲はかつて伝授せず。十年を経て天平勝宝元年大仏開眼の大供養会において、初めて之を演奏したものである。(三六五頁)

○林邑樂四曲(菩薩・鳥・倍臚・拔頭)

【資料49】源博雅『新撰樂譜』(康保三年…九六六成立)

林邑物

林邑乱声

菩薩

道行

鳥(迦陵頻)

倍臚

拔頭

【資料50】『愚昧記』建久六年三月十二日条○大日本古記録

林邑樂、菩薩・鳥・倍臚・拔頭、以之為林邑四曲歟、

【資料51】藤原孝道『知国秘鈔』○伏見宮旧藏樂書集成 三…五九

林邑といふは天竺のことなり、菩薩・迦陵頻(鳥)・倍臚・拔頭、これ四は林邑の曲といふ。

○秦公順の万秋樂秘説

【資料52】岡昌名『新撰樂道類集大全』卷三十 ※以下便宜的に①〜⑦に分類する。

追書

万秋樂伝来之事(太秦公順記)

①一切之諸仏出世成道之時、菩提樹下ニテ先樹下ノ音楽ト云テ、当曲万秋樂ヲ奏シテ、次ニ正覺ヲ成給ヘル事ハ諸仏之通例ナリ。然間、此万秋樂ヲ菩提樹下樂ト云得名アリ。仍釈尊樹下之音楽ニ奏シテヨリ已來、在世之間ハ人夫共ニ翫之。然レバ衆生之得益サカンナリキ。然ルヲ最後涅槃之時、当曲ヲ慈氏ニ付属セシメ給シカバ、即都率之宮ニ納リ畢。仍人天遙ニ上天退之雲ヲ隔ツ。衆生忽ニ我正之徳ヲ失ヘリ。是ニ依テ善緣絶テ衆罪增長シテ損失セリ。滅罪生善ノ得名無益也。悪因漸ツミ、業果ヲ感得シテ、仏男ニ至リガタシ。依レ之見仏聞法樂之巨益又不実也。当曲之十二ノ得名、大略更ニ虚妄也。慈氏此事ヲ哀ミ滅後百ヶ年之時、自南天竺ニアマクダリ給テ人間ニ伝ヘ留置給畢。依レ之舞樂見聞之輩ハ又悪趣ヲハナレテ善所ニ生ジ、曲節伝習ノタグヒハ必ず人天ヲ越テ浄土ニ詣ズ。如此シテ利益無双ナリ。然間五天同ク翫之衆生得益ニアツカル者也。

② 又当曲漢家ニ伝来之事ハ、後漢明帝之御時、摩騰、竺法蘭人二人、仏經教ヲ白馬ニヲホセテ漢土ニ来シ時、先音楽ヲ奏シテ前ニ立。依レ之「礼樂先ニ馳真道後ニ開（礼樂前馳、真道後開）」ト云コトナリ。是即舞樂ハ仏法之初門ナルガ故、既ニ漢朝ニ来リ着テ仏法ヲヒラカントスルニ、外道アツマリテ是凌ヲサヘケレバ、勅命ヲ蒙テ道士ガ伝釈ト如来之法教ト同クツミマセテ、火ヲ付シカバ、仏舍利ハ虚空ニアガリテ大光明ヲハナチ給ヘリ。如来之法救ハ火炎ノゴトクニ光明アガリテ更ニ燒事ナシ。外道ノ釈教ハコト々々炭薪トナリシカバ、外道等怒ヲナシテ各捨通畢。此時聖人摩騰、竺法蘭ハ力ヲ得テ、仏教ノ開テ即音楽ヲ奏シテ舞曲ヲ成テ仏舍利并法教ヲ供養セシカバ、明帝頭ヲカタブケ万民合掌恭敬シテ面々ニ供養ヲイタセリ。此トキ先立テ奏シテ音楽之中ニハ、万秋樂ヲ第一トセリ。

③ 又明帝漢土ニテ初テ仏法ヲ供養シ給シテ、舞樂ヲ以テ法会ヲ行、最上之供養ナリトス。此又舞樂ノ中ニハ、万秋樂ヲ上首トシ玉フナリ。又、渡処之仏教之中ニハ法華ヲ以テ上首トセリ。法華最第一之金言アリ。此法花ノ妙理ト又、万秋樂之雅音トハ同心一体ナルガユヘニ、舞樂之中ニハ当曲ヲ最第一ニ備ル事也。

④ 亦日域伝来之次第ハ南天竺ニ婆羅門僧ト云人アリキ。大唐清涼山ニマイリテ大聖文殊ニ逢タテマツラント思給テ、即五台山ニイタリ、竹林寺ニシテ尋タマフトコロニ老人出向テ、文殊ハ日本国濟度ノタメ、託生シ給ルナリト答シカバ、本意ヲ遂ンガ為ニ日本国ヘワタリ玉フナリ。此婆羅門僧ハ、迦陵頻菩薩并万秋樂等之舞樂ヲ伝リテ渡給ヘリ。此曲等ヲ唐土ニ披露ナクシテ直ニ日本国エ渡シ給ヘリ。

⑤ 又同ク宿願アリテ北天竺ノ僧仏哲和尚ト申人、倍臚拔頭等之舞樂ヲ伝リ持テ船中ニテ婆羅門僧ニ契リヲナシテ相カタラヒテ同船シテ、同ク日本国渡給リ。彼日本国ニ託生シタマヘル文殊ト云ハ、即吾朝之行基菩薩也。聖武天皇之御願、東大寺供養ノ御導師之僧ハ、大国ヨリ参来シ玉フトテ仕候也ト申サレテ、即其ノ期近ナリテ難波ノ津ニ向給テ音楽ヲ奏シテ、閻伽ヲ一所ソナヘテ海上ニウカメ、西方ヘ推出スニ、閻伽海ノ面ニハシリテ西ノ方ヘ早クサリヌ。其後遙ニ婆羅門僧之船之前ニ立ツ。閻伽船ヲ相具シテ渡リ来リシカバ即行基相對シケリ。先兩人ノ詠歌コレアリ。迎取テ大仏供養之導師ニ勤仕セシメテ、此婆羅門僧御願之御導師ヲトゲ、即僧正ニ成タマヒ畢。大安寺ニ住セシメ給ヘリ。

⑥ 即此兩人之伝ヘ来リ給ヘル舞樂等ヲ天王寺之万塔院ニテ舞人伶人等ヲ召集テ伝ヘ玉フ。婆羅門僧正ノ所伝之曲、菩薩、迦陵頻、并仏哲師所伝之倍臚、抜頭ヲ伝ヘ舞シメ給畢。此トキ万秋樂ヲ秘藏シテ披露伝授ナシ。正シク堂供養時、初テ当曲ヲ伝ヘ、御願供養之規模ニ是ヲソナヘ畢。今是ヲ例シテ勅願希代之供養ニハ必ず当曲ノ底ヲ払テ是ヲ舞ベキ事ナリ。

⑦ 此説ハ慈尊万秋樂ナリ。即六帖ニ六拍子七之説是也。舞曲此説ニアリ。仍テ諸家絃管同ク此説ヲ規模トスル事ナリ。又九ヶ之異説アリ。各秘事口伝異説故実等、又説々ニ存之。即十二之得名アリ。名ニヨリテ各其益ヲ施スコトナリ。当曲之内伝相承之次第、実ニ不同ナル事歟。近來所用之当曲ハ、序ニ帖破六帖、惣念豆テ八切也。即法花八軸ニ是ヲ相宛コト歟。万秋樂伝来之次第、大略如此。秘記アリトイヘドモ憚アレバ略之者也。

↓秦公順は十四世紀前半の楽人で、種々の譜の作成・伝授を行っている。秦氏としては異例の人物である。

↓『樂家録』卷三十一・本邦樂説（日本古典全集九五〇頁）に同話あり（具体的な典拠名を挙げず一字下げて記される）。

↓①は典拠不詳。万秋樂の秘説に菩提樹下樂や、見物聞法樂などがあるので、これを釈したものか。

↓⑤は『日本往生極樂記』などに類話あり。

↓④⑥の一部は『浄名院琵琶説秘譜』の菩薩曲の注に類話あり。

【資料53】『浄名院琵琶説秘譜』壹越調曲卷・「菩薩」割注 ○書陵部伏一〇九〇

南都浄名院笛譜云、有_レ舞。……南都東大寺為_レ供養_一。南天竺高僧婆羅門僧正、具足渡_二此朝_一。五箇曲者菩薩・迦陵頻・慈尊滿壽樂・倍臚・拔頭是也。即不_レ付_二大唐地_一、周_二大日本国_一付_二南都東大寺_一。……又此曲婆羅門僧止菩薩行南天竺之時、吹此曲云々。次通行道間、有一卷？問有二人老翁。

百歳許居住有男女。一人自生其腰不立。一人自生其目不見。而聞此樂音、目見腰立。各舞悦、僧正問之。答云、此曲昔於_レ利天聞之。今又聞之、目明腰立、故舞悦也。

↓南都僧・浄名院明暹（一〇五九〜一一二三）による琵琶譜の写し

↓なお老翁たちの腰と眼を癒やした話は、『三五要録』所引「龍吟抄」、『龍鳴抄』、『教訓抄』、『日本高僧伝要文集』にも見える。しかし菩提僊那が五つの楽について中国を経ないで日本に渡した話は見えない。

【資料54】小中村清矩『歌舞音楽略史』○吉川半七、一八七七年、上巻一三二下

萬秋樂（盤大） 如來在世の時、弥勒菩薩これを作る。仍て慈尊万秋樂と名づく。聖武天皇の時、婆羅門相承伝来す（万秋樂秘記）。

結語

- ▼ 十二世紀前半、京都でにわかに隆盛した四天王寺舞樂は、十二世紀中葉には早くも終焉を迎える。四天王寺が律との結びつきを強めてからは、律における参仕が頭著に見られる。特に律の西国への伝播に伴い、播州などでの奏樂例が見られることが特筆される。
- ▼ 律に関わる法会儀礼の交名などから、十四世紀、秦氏には東門、小義、二井、岡、多々羅などの諸家があったことがわかる。
- ▼ 十六世紀に入ると、秦氏の厳島社での活動が頭著になるが、彼らは楽譜書写や自家の相承系譜などにも取り組むようになる。
- ▼ 中世における四天王寺樂人に関わる説話伝承は、①太子伝注釈を軸とするものと②樂家内部の伝承を軸にするものに別れる。
- ▼ ①は秦氏の現実の音楽活動と往還しながら展開していく。秦氏の先祖が川勝であるという説も、『伝暦』注釈の過程で生み出されたものと推定される。
- ▼ ②は、特に当時四天王寺舞樂の特質の一であった林邑樂に関わる説話において頭著に見られる。東大寺での一連の大仏開眼儀礼に天王寺樂人は参仕していなかったと思われるが、万秋樂の伝承などを梃子に、大仏開眼に関わる説話にも天王寺舞樂は浸潤していく。